

小林市立永久津中学校子どもいじめ防止基本方針

令和7年9月改訂（平成30年4月作成）
小林市立永久津中学校

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめが解消していると判断する要件

- いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対応する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続している。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

1 いじめの防止の考え方

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が大事であると考えます。本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるこことを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、いじめのサインを見逃すことなく、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを優先し指導を行います。いじめの解決に向けて、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

2 いじめの防止の内容

(1) いじめの防止のための組織

いじめの防止のため、全職員による「いじめ不登校対策委員会」を毎週水曜日に実施し、いじめ防止基本方針作成・見直し、生徒理解の情報交換、いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定、要配慮生徒への支援方針決定について話し合います。いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

(2) いじめの防止等に関する指導

① いじめの防止

- ア 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となった活動を行います。
- イ 生徒の規範意識、帰属意識を高め、自己有用感を育む授業を行います。
- ウ 教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい環境づくりを行います。
- エ 人権学習や情報モラル教育を実施し、人権感覚を育みます。
- オ 家庭教育学級における人権学習を行い、保護者や地域との連携を推進します。

② いじめの早期発見

ア いじめや困っていることについて、定期的な生活アンケートを実施します。

イ いじめ不登校対策委員会において情報の共有を図ります。

③ いじめに対する指導

ア いじめられている生徒や報告した生徒の安全を優先し、心のケアを図ります。

イ 聴き取りに当たっては、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

ウ 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。

エ いじめ不登校対策委員会で、指導及び支援の方針を決定します。

オ 必要に応じて、市教育委員会、警察署等の関係機関へ相談します。

④ 指導の際の留意事項

ア いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行います。

イ 今後の生き方について考え方を二度といじめをしない気持ちを育てます。

⑤ 保護者への支援

ア 事実を把握の後速やかに面談し、心情に配慮しつつ丁寧に説明します。

イ 保護者の考え方をよく聞き、より良い成長のために大事なことを確認する。

ウ 保護者同士が対立する等、関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

エ 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨みます。

⑥ 継続指導・経過観察

ア 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(3) ネット上のいじめへの対応

ネットいじめとは、インターネット上に特定の子どもの悪口や誹謗中傷を文字や画像を使って書き込んだりすることにより行われるいじめのことです。具体的には次のようなものであり犯罪行為に当たります。

- ・ 特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等にメール送信する
- ・ 特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする
- ・ 掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する
- ・ クチコミサイトやオンラインゲーム上のチャットで誹謗中傷を書き込む
- ・ SNSを利用して誹謗中傷の書き込む等

① ネットいじめの予防

ア フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。

(家庭内ルールの作成など)

イ 情報モラル講話を実施し、ネット社会の危険性についての講話等を実施します。

ウ インターネット利用に関する職員研修を実施します。

② ネットいじめへの対応

ア 被害者からの訴えや閲覧者からの情報により状況を把握します。

イ プライバシーの観点から学校での対応が難しいケース多いため、場合によっては警察や関係機関の協力を得てすすめていきます。

ウ 必要に応じて県教育委員会の目安箱サイト等の活用も行います。

4 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめ不登校対策委員会を行うとともに、スクールソーシャルワーカーやカウンセ

ラー等の力も活用します。

(2) 校内研修の充実

教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするため、PTAや地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と協力して対応をしていきます。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態調査のための組織

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（西諸地区いじめ問題対策専門家委員会）に協力することとします。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合など

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連續した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。